

外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達

全部改正 平成19・03・28 貿局第4号（19・7・12）
最終改正 20210119 貿局第1号（R3・1・27）

第1 輸入の確認

1-1 確認の概要

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「法」という。）第54条第1項の規定に基づいて輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号。以下「輸入令」という。）第15条第1項に「税関は、経済産業大臣の指示に従い、通関に際し、貨物を輸入しようとする者が輸入の承認を受けていること又はこれを受けることを要しないことを確認しなければならない。」旨が規定されているが、この確認は本基本通達に従って行うものとする。

1-1-1 確認の時期等

税関の確認は、輸入令第15条第1項の規定により「通關に際し」行うこととなっているが、具体的には、次に掲げる輸入許可、税関検査又は蔵入承認、移入承認、展示等承認、総保入承認若しくは許可前引取承認（以下「輸入許可等」という。）のための審査（書類審査のみならず当該貨物の検査、鑑定、輸入許可等のときの審査まで含む。）の際行うものとする。ただし、1、2及び4に掲げる貨物については、当該貨物が蔵出し、移出し又は総保出しされるときにも確認を行うものとする。

なお、輸入令第14条第三号に該当する仮陸揚げされた貨物については、税関の確認は行わないものとする。

- 1 保税蔵置場に蔵入れされる貨物 蔵入承認のとき
- 2 保税工場に移入れされる貨物 移入承認のとき
- 3 保税展示場に展示等される外国貨物展示等承認のとき（ワシントン条約動植物及び派生物並びにダイヤモンド（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第71類第7102・10号、第7102・21号及び第7102・31号に該当するものに限る。）に限る。）
(1-4-1-21の4及び1-4-3を参照のこと。)
- 4 総合保税地域に総保入れされる貨物 総保入承認のとき
- 5 輸入許可前に引き取られる貨物 引取承認のとき
- 6 郵便物 税関検査のとき
- 7 1から6までに掲げる貨物以外の貨物 輸入許可のとき

1-1-2 輸入令が適用される貨物

輸入令の規定が適用され、税關において確認するのは法第6条第十五号に掲げる「貨物」に限るものとする。

なお、次に掲げる貨物については、その性格上一般的に特に法上取り締まる必要がないと思料されるので、税關においては規制しないものとする。

- 1 関税法（昭和29年法律第61号）第74条の規定により輸入を許可されたものとみなされたもの。ただし、日本郵便株式会社から交付された郵便物については、その交付前に法上の所要の手続

を経たものに限る。

- 2 關稅法第97条第2項の規定により税關職員以外の公務員が税關に「通知の上」処分する貨物
- 3 無償で又は本邦通貨による決済を行つて引き取られる荷粉（バルキーカーゴ等の輸入貨物の運送途上又は荷役の際に発生するくずをいう。）

1－1－3 確認書類等

確認を行うための書類は、關稅法に基づく輸入申告書等（以下第1において「輸入申告書等」という。）のほか、次の書類とする。

1 次に掲げるものは、申告者から提出（又は提示）させるものとする。ただし、「電子許可・承認・確認に係る貨物の税關への輸出入申告に当たつての裏書情報の記録等について」（平成14年11月5日付け輸出注意事項14第44号・輸入注意事項14第45号。以下「電子裏書き通達」という。）に規定する電子許可・承認・確認（以下「電子許可・承認・確認」という。）を受けている貨物にあっては当該電子許可・承認・確認に付される承認番号又は確認番号を税關へ通知することをもつて次の（1）又は（2）の提出（又は提示）に替えるものとする。

- (1) 輸入令第4条第1項の規定によるものについては、輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「輸入規則」という。）第2条第2項第一号又は第2条の2第4項の規定による輸入承認証
- (2) 輸入令第3条第1項の規定による公表で経済産業大臣等の確認を要するものとして定められた貨物については当該公表に基づき経済産業大臣等が確認した書類（以下「確認書」という。）
- (3) 輸入令第3条第1項の規定による公表で通關等に際し一定の書類を提出すべきものとして定められた貨物については当該公表に基づき定められた一定の書類（以下「一定の書類」という。）
- (4) 輸入令第4条第3項に基づき輸入の承認を要しないもので、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）第2条第1項第二号の規定により、輸出の承認を受けたもの（輸出の承認を受けた日から1年以内のものに限る。）については、当該輸出承認証
- (5) 輸入令第19条の規定によるものについては、協議書その他政府機関の輸入であることを証するに足る書類

上記（1）、（2）又は（4）については、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用した電磁的記録の提出をもつて原本の提出に替えることができる。ただし、税關が原本を確認する必要があると認めた場合には、輸入の許可の前に原本の提出又は提示を求める 것을妨げない。

電磁的記録の提出をもつて輸入の許可がされた場合には、輸入の許可の日から3日以内（期間の末日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日をもつて当該期間の末日とする。）に、原本の提出又は提示を求めるものとする。

なお、電磁的記録には、申告時点までの当該輸入承認証、確認書又は輸出承認証に係る貨物のすべての輸入申告情報が記録されていなければならないものとする。

また、上記（3）における一定の書類のうち、「写し」と定められているものは、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して提出された電磁的記録を含む。

- 2 次に掲げるものは、税關の確認業務実施上特に必要であると税關が認めたときは申告者から提出又は提示させて差し支えないものとする。ただし、電子許可・承認・確認を受けた貨物にあっては次の（1）は提出（又は提示）させることはできない。
 - (1) 輸入規則第2条第2項第三号又は第2条の2第4項の規定による輸入割当証明書
 - (2) 特別の取引によるもの等については、輸入者と輸出者との契約の内容を証する書類
 - (3) その他税關が特に必要と認める書類

1－1－4 確認内容

確認は、1－1－3の確認書類により行うことになるが、次の事項が正当に充足されているかどうかについて行うものとする。

1 輸入の承認関係

- (1) 輸入令第4条第1項の規定による輸入の承認に関する事項
- (2) 確認書及び輸入公表（「昭和41年通商産業省告示第170号（輸入割当を受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）」をいう。以下同じ。）に基づき提出された書類に関する事項
- (3) 輸入令第5条の規定による輸入の承認の有効期間に関する事項
- (4) 輸入令第9条第1項の規定による輸入割当に関する事項
- (5) 法第67条第1項及び輸入令第11条第1項の規定による条件に関する事項

2 その他

- (1) 輸入令第19条の規定による政府機関の輸入に関する事項
- (2) 輸入令第14条の規定による特例に関する事項

1－2 輸入の承認に関する確認

1－2－1 輸入承認証の内容に関する確認（輸入承認申請者）

輸入承認証の「申請者」（輸入の委託をするため、輸入令第9条第1項ただし書の規定により経済産業大臣が定めた場合（平成12年通商産業省告示第788号「経済産業大臣の確認を受けないで輸入割当を受けた者から輸入の委託を受けた者が当該貨物の輸入の承認を受けることができる場合」）又は経済産業大臣が確認をした場合を除き、輸入割当を受けた者と同一となる。）は、次に掲げる場合を除き輸入申告書等の「輸入者」と一致しなければならない。

- 1 関税率法及び関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）の規定による減免税（関税割当制度による税率の適用を受ける場合を含む。）を受けるため「申請者」以外の名をもって輸入申告等をしなければならない場合
- 2 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課（以下「審査課」という。）、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室（以下「農水産室」という。）又は経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室（以下「ワシントン室」という。）と協議し、相当な理由があると認められる場合

1－2－2 輸入承認証の内容に関する確認（輸入承認品名）

税關において輸入承認証に記載された関税率表の番号等及び商品名（以下「輸入承認品名等」という。）と現品との対査確認は関税率表（関税率別表の関税率表をいう。）の分類に従うものとする。ただし、輸入注意事項により別途商品の解釈が規定されているものについては、当該規定によるものとする。また、以下の場合については、それぞれに記載する方法により取り扱うものとする。

1 割当調整による方法

- (1) 輸入割当品目として、輸入承認を受けて輸入した現品が当該輸入承認証記載の商品名等と異なる輸入割当品目である場合で輸入者が当該現品と合致する輸入割当証明書（輸入申告等の受理前に発行されたものに限る。）を保有する場合であって、割当調整を希望する場合は、下記(2)及び(3)の処理を行った上、適宜、通關を認めること。
- (2) (1)により輸入割当証明書の提出を受けた場合には、当該割当証明書の裏面に「この輸入割当証明書に係る割当数量（金額）_____のうち_____は割当調整を行ったので、当該割

当分は無効とする。」と記載し、調整年月日を記入の上、税関審査印を押印し、当該証明書の写しを税關において保管するとともに原本を輸入者に返還すること。

- (3) 通關に際しての当該輸入承認証の裏書きは、通關欄中、「商品名」欄に現品の適正な関税率表の番号等及び商品名を記入し、適宜の箇所に「1－2－2の1扱い」と記入すること。

2 保税地域を利用する方法

- (1) 現品と輸入承認証の品名等とが相違しているが、保税工場又は総合保税地域において加工を行えば品目が一致するものについては、適宜、通關を認めること。
- (2) 指定保税地域又は保税蔵置場を利用する場合は、関税法第40条第2項の規定による簡単な加工によって品目が一致するものに限られる。
- (3) 保税工場又は総合保税地域を利用する場合は、関税法第56条又は同法第62条の8の規定により保税工場又は総合保税地域の許可がなされる場合に限る。
- (4) 保税工場又は総合保税地域に入れる際ににおいて、当該貨物が税關長に権限が委任されている輸入割当品目等の場合には、2－2－1及び2－3－1による取扱いにより輸入規則第5条の規定により承認を受けさせた後に、移入れ又は総保入れを承認し、移出し又は総保出しの際、輸入承認証等により確認すること。

1－2－3 輸入承認証の内容に関する確認（輸入承認金額）

輸入承認証の輸入承認金額については、次により取り扱うものとする。

- 1 輸入承認金額は、その金額の範囲内において輸入貨物代金を支払い、その支払いに相当する貨物を輸入することを承認する意味であるから、貨物を通關する際には、輸入承認金額と「送状金額」との対査確認をするものとする。（1－5－4参照）

2

- (1) 「送状金額」は、輸入申告の際提出された仕入書等の書類により税關において確認した「当該輸入契約の履行により輸入者が負担する債務総額」とし、当該輸入承認証に記載された価格条件及び決済通貨建によるものとする。
- (2) この場合において「債務総額」とは、値引きが行われている場合には、値引き後の金額をいう。ただし、その値引きが当該輸入の相手方に対する債権と相殺する為の値引きであるときは、それが昭和47年8月29日付け輸入注意事項47第20号「輸入貿易管理令別表第1第1号に掲げる貨物の解釈について」（以下「解釈要領」という。）の記1の（ロ）に定める手数料等に係るものである場合を除き値引き前の金額をいう。
- (3) 上記（2）の場合において提出された仕入書等の書類が不正なものと確認できるもの（すなわち当該仕入書等の書類に記載された金額以外の金額が別に支払われ、あるいは支払われることが予定されていることを税關において確認できるもの）については、課税価格を債務総額とする。
- (4) 鮮魚等については、輸入者が貨物代金の一部を本邦において鮮魚運搬船の船用品購入費、修繕費、船員の滞在費等として輸出者のために支払うおそれがあるので、これらの支払がないかどうか充分審査し、「送状金額」を決定すること。

- 3 「通關金額」は、関税定率法第4条から第4条の6までの規定による課税価格を基礎として算出した価額とする。

- 4 「通關金額」が「送状金額」と異なる場合は、値引き、1－2－7の1で認められた手数料の差し引き、ショーテイジ、一部減却、関税賦課のための鑑定等適法に認められた場合は、その相違する事実を通關欄に簡潔に注記すること。

なお、上記によりショーテイジの注記を行った後、当該輸入承認証の有効期間内に当該ショーテ

イジ分の全部又は一部が発見され又は追送を受けた場合においてこれについて輸入申告がなされたときは、当該輸入承認証により通関を認めて差し支えない。この場合当該通関分についての裏書を行うほか送状欄（Short分、a part of ······）と注記すること。

1-2-4 輸入承認証の内容に関する確認（その他）

1 特に税関において確認する事項は、1-2-1、1-2-2及び1-2-3に規定するものほか、「数量」、「原産地」、「船積地」及び「船積港」とする。

ただし、「船積港」については、令和2年9月7日付け輸入発表第10号（令和2年度「にしん」の輸入割当てについて）により統合される前の「太平洋種にしん」及び「にしん（太平洋種にしんを除く。）」に限る。）

2 「数量」の確認は次により行うものとする。

(1) 「数量」の確認は、原則として仕入書（仕入書が提出されない場合には、これに代るべき書類）により行うものとする。ただし、数量により輸入の承認が行われるものとの確認に当たっては、特に慎重を期するものとし、仕入書に記載された数量に疑義がある場合その他仕入書により難い事由がある場合には、関税法上課税標準を決定するため輸入申告に際して提出されるその他の書類等により確認すること。

(2) 数量により輸入の承認が行われる貨物については、上記（1）により確認した「送状数量」は輸入承認証に記載された数量を超過してはならない。ただし、この場合であっても、「実検数量」（本船扱い又はふ中扱いが承認された貨物については、その取扱いがなされた数量。以下同じ。）が「輸入承認証に記載の数量」の範囲内の場合は、通関を認めて差し支えない。

(3) 税關における実検（本船扱い又はふ中扱いが承認された貨物については、その取扱いがなされたとき。以下同じ。）の結果、現品の数量（本船扱い又はふ中扱いが承認された貨物については、その取扱いがなされた数量。以下同じ。）が「送状数量」又は「輸入承認証に記載の数量」を超過する場合の取扱いは次によること。

なお、超過分について輸入者が通関を希望せず、減却又は収容等に同意するときは、適宜、そのとおり処理して差し支えない。

(イ) 金額により輸入の承認が行われる貨物

現品の数量が「送状数量」を超過する場合であっても、当該貨物の性質、商取引上の慣行等を勘案して若干の誤差はやむを得ないと認められる場合であって、超過分については代金決済を伴わないもの（揚地ファイナル条件付輸入のものを除く。）と認められるときは、必要に応じ超過分については代金決済を行わない旨等の念書を徵した上通関を認めて差し支えない。

(ロ) 数量により輸入の承認が行われる貨物

(a) 現品の数量が「輸入承認証に記載の数量」の範囲内であるが、「送状数量」を超過する場合は、上記（イ）に準じて処理すること。

(b) 現品の数量が「輸入承認証に記載の数量」及び「送状数量」を超過する場合は、上記（イ）に準じて処理すること。ただし、その超過数量の許容限度は「輸入承認証に記載の数量」の3パーセント以内とする。

(c) 1通の輸入承認証により数次にわたり分割船積みされ輸入申告等のあった場合は、申告等の都度上記（a）に準じて処理するものとし、現品の超過数量に係る許容限度は、申告等の都度、当該「送状数量」の3パーセント以内とする。ただし、上記（a）による処理後、当該輸入承認証の残数量につき分割して輸入申告等があった場合は、現品の合計数量が「当該輸入承認証に記載の数量」の3パーセント以内とする。

(4) 現品の数量が「送状数量」に満たない場合は、その相違することの事情が充分明確になるよ

うに通関欄に注記すること。例えば、貨物の一部滅却の場合には「・・・・・・の理由により一部滅却」のように注記する。

なお、ショーテイジ分が事後に発見された場合の取扱いについては、1-2-3の4に定めるところによるが、その結果現品の数量が当該輸入承認証に記載の数量を超えることとなった場合は、上記（3）に定めるところにより処理すること。

(5) 数量により輸入割当が行われる貨物についての数量確認に当たり、当該「送状数量」（1通の輸入承認証により数次にわたり輸入される場合はその合計数量）又は「実検数量」が「輸入承認証に記載の数量」を超えることが判明した場合は当該超過分（「送状数量」が輸入承認証に記載の数量を超えるときは、「輸入承認証に記載の数量」を超える分とし、「送状数量」は当該輸入承認証に記載の数量と同数量か又はその範囲内であるが「実検数量」が「輸入承認証に記載の数量」を超えるときは「実検数量」が「輸入承認証に記載の数量」に上記（3）の（ロ）の許容限度数量を加えた数量を超える分とする。）につき、次の割当調整を行った上、通関を認めて差し支えない。

(イ) 当該超過数量を充足する別個の輸入割当証明書の提出を求め、当該証明書の裏面に「この輸入割当証明書に係る割当数_____については、割当調整を行ったので当該調整分は無効とする。」と記入するとともに輸入承認証の通関欄の余白に「超過数量_____については、輸入割当証明書（N o. _____）により割当調整済み」と記入し、それぞれ調整年月日、税関審査印を記入押印すること。

なお、輸入割当証明書に記載された割当数量の一部について、割当調整を行う場合（残量の全部を割当調整の対象とする場合を除く。）には、輸入割当証明書の正本のほか写し1通を提出させ、正本及び写しに上記により記入した上、正本は申請者に返却すること。

(ロ) 上記により割当調整を行った輸入割当証明書の正本又は写しは、毎半期、当該期間中に処理したものを取りまとめ、水産物については農水産室あてに、水産物以外については審査課あてに送付すること。

3 「原産地」及び「船積地域」については、特に次の点につき疑義のある場合に原産地証明書の提出を求める等により確認すること。（なお、原産地及び船積地域の解釈については、昭和34年2月16日付け輸入注意事項34第10号「原産地及び船積地の解釈について」を参照のこと。）

- (1) 輸入割当証明書の条件として拘束された地域以外の地域から輸入されたものでないかどうか。
(2) 輸入承認証に虚偽の表示を行うこと等により輸入令第4条第1項第二号の規定による承認を受けるべきものとして指定された地域から、当該承認を受けずに輸入されたものでないかどうか。

1-2-5 輸入の承認の有効期間の確認

輸入承認証の確認は、1-1-1に掲げるときに行うものであるが、輸入の承認の有効期間及び延長等については、平成10年5月15日付け輸入注意事項10第49号「輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について」（以下「有効期間要領」という。）のとおり定められているので、有効期間の確認は、次により取り扱うものとする。

1 輸入承認証の有効期間は、1-1-1に掲げるときに税関に提出される輸入申告書等（1通の輸入承認証に基づいて分割して貨物を輸入する場合は、各々の貨物の輸入申告書等）を税関が正当に受け付けた日（申告等の日）までに有効であれば差し支えないものとする。従って、税関が正当に受け付けた後、当該受付に係る貨物の輸入許可等の日が輸入承認の有効期間を経過しても差し支えない。

- 2 上記1の「税関が正当に受け付けた日」は、通関部門が輸入申告等を受け付けた日（書類不備等の理由のため、輸入申告者に輸入申告書等を返却した場合は、補正後提出された輸入申告書を受けた日）とし、関税率改正等の際に実施される陸揚港以外の本邦の寄港地税關に対して行う輸入申告のように当該貨物の検査ができる状態になつてないもの及び受付を拒否したもの等は含まれないものとすること。
- 3 輸入貨物に係る確認が行われた後、次に掲げる場合で、当該貨物の確認を行った輸入申告書等を分割し、又は全部について別個の輸入申告等が行われるものについては、有効期間の取扱い上、適宜、全貨物の申告受理が有効であったものとし、新たな輸入申告等の年月日はすべて旧申告等の年月日に受理されたものとし処理するものとする。この場合の輸入承認証の「申告年月日」欄は、旧申告等の年月日を記入し、その下に新申告等の年月日を記入するとともに、旧申告年月日等に係る税關の確認欄には所要の注記を行うこと。
 - (1) 課税価格を決定するため税關において貨物の一部について分析を行い、当該分析に相当の日数を要する場合で、分析を要しないものを分割して輸入申告等を認める場合
 - (2) 検討依頼を要するものが混入されていた場合であって、検討依頼を要するもの以外の輸入承認品目名等と合致するものを分割して輸入申告等を認める場合

1－2－6 輸入の包括承認に関する確認

特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領（輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号）に基づき交付されている特定科学施設包括承認証に係る確認については、以下によることとする。

- 1 輸入しようとする貨物の船積地が、ワシントン条約締約国等（「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）」に掲げる国又は地域（次の（1）及び（2）に掲げるものを除く。）をいう。）であることを確認すること。
 - (1) イラク、北朝鮮、リビア、ソマリア若しくはシリアを原産地又は船積地域とし、輸入公表二の表の第1のイラクの項、北朝鮮の項、リビアの項、ソマリアの項又はシリアの項に掲げるもの
 - (2) ウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストーポリ特別市に限る。）を原産地とし、輸入公表二の表の第1のウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストーポリ特別市を原産地とする場合に限る。）の項に掲げるもの
- 2 輸入しようとする貨物が、特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領（輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号）の3.に掲げる貨物に該当することを確認すること。
- 3 上記1及び2以外の事項については、1－2－1から1－2－5までに準じて確認すること。

1－2－7 輸入割当て及び輸入公表に関する確認

- 1 輸入割当証明書又は輸入公表に記載された事項（条件として記載された事項を含む。）と輸入承認証の記載事項とが相違するおそれがある場合には、輸入割当証明書又は輸入公表により確認するものとする。
- 2 輸入割当の際に付けられた条件については、輸入の承認の際必ず当該条件を付して輸入承認証を発行しなければならないが、この条件が輸入承認証に転記されていないものについても、当該輸入割当証明書に付された条件により確認するものとする。
- 3 輸入割当証明書等において、商品名、数量、金額等の明細が当該証明書の当該欄又はアタッチド・シートに記載された場合には、これに基づく輸入承認証にもこれと同一の内容（割当数量又は割当額の一部について輸入承認の申請するときは、その内容のうち当該輸入承認申請に係る部分）の明

細が記入されることになっている。

なお、輸入割当証明書の当該欄又はアタッチド・シートに品目のみが掲げられている場合は、その品目のうち何れについてでも、割当数量（金額により輸入割当てが行われる場合は割当額）の範囲内で輸入することを認めたものであるが、品目別に数量（金額）等を指定した場合は、その品目の輸入は、その数量（金額）を超えて行うことはできない。

1－2－8 承認に関する事項の確認

1 輸入貨物代金の解釈及び認定

輸入貨物代金については、解釈要領の記の1の（ロ）の解釈に準じるものとし、この取扱いについては、次によるものとする。

- (1) 「当該輸入契約」は、輸入承認の対象となった契約をいうものとする。
- (2) 「輸入者が負担する債務総額」は、原則としては、1－2－3の2に規定するところによる。
- (3) 輸入者が輸出者との輸入契約に基づいて国内において手数料等を支払いする場合、又は代理店等のために貸付け、預託等を行う場合は、「輸入者が負担した債務総額」に含まれるものとする。
- (4) 「当該輸入契約の履行に直接伴って受領すべきもの」とは、数回の輸入に対する手数料等を一括して差し引くことは認められないことをいう。
- (5) 「その金額が妥当なもの」とは、手数料等の合計額が、商習慣上通常認められている範囲の金額をいうものとする。

2 有償の貨物と無償の貨物が同一包装（梱包）により船積みをされてきた場合で、無償の貨物に係る運賃が、有償の貨物に係る運賃に含めて支払われている場合、又は、支払われる場合であって、かつ、無償貨物が同一包装で船積みされなかった場合でも運賃額に相違をきたさないと認められるときは、適宜、無償の貨物に係る運賃は有償の貨物に係る運賃に包含されるものとして処理して差し支えない。

3 輸入公表により輸入について承認を受けるべきものとして指定された地域を原産地又は船積地域とした貨物を輸入する場合には、輸入令第4条第1項第二号の規定により経済産業大臣の承認を受けなければ輸入できることとなっているが、この承認を受けていないことが税關において確認されたときは、承認を受けさせた後に輸入申告等を処理すること。

なお、輸入承認証に記載された原産地又は船積地域につき、虚偽の疑いがあるものの取扱いについては、1－2－4の3によること。

1－3 輸入公表の三に掲げる貨物に関する確認

輸入公表の三に掲げる貨物に関する確認については、1－2に準じて取り扱うものとする。ただし、輸入公表三の6の（4）及び（5）、7の（1）並びに8の（7）に掲げる貨物に関しては、現品の数量が「事前確認書に記載の数量」を超える分は通関を認めない。

1－3－1 輸入公表三の6の（5）（みなみまぐろに係る部分に限る。）に掲げる貨物に関しては、当該規定に定める書類の提出を受けた後、内容を確認し疑義等ない場合は輸入を認め、その場で当該書類を回収する。

1－3－2 輸入公表の三の8の（7）（くろまぐろに係る部分に限る。）及び（9）に掲げる貨物に関しては、当該規定に定める書類の提出を受けた後、内容を確認し疑義等ない場合は輸入を認め、その場で当該書類の原本は輸入者に返却する。

1－4 特例扱いに関する確認

輸入令第14条の特例扱いに該当する場合には、輸入令第4条及び第9条での輸入の承認及び輸入割当てを受けることを要しないが、特例扱いに該当するかどうかの認定は、平成27年経済産業省告示第160号「輸入貿易管理令第14条ただし書の経済産業大臣が定める場合」及び次に掲げるところによって行うものとする。

なお、本人が特例品であると申告し、税関で受理した場合において、現品が特例品に該当すると認められないときは、所定の手続きにより輸入の承認又は輸入の確認を受けることを指示するものとすること。

1－4－1－1 500万円以下の貨物

(1) 輸入令別表第1第1号に規定する「総価額500万円以下の貨物」の範囲は、平成12年通商産業省告示第789号（輸入貿易管理令別表第1第1号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物。以下「輸入自由品指定告示」という。）第一号の規定に基づき、輸入割当品目であって、総価額が18万円以下の無償の貨物とする。

なお、同令別表第1第2号以下の各号のいずれかに該当するものであっても、本号により処理することができる。

(2) 「総価額」とは、有償の場合にあっては、解釈要領の記の1の(ロ)に定める輸入貨物代金をいい、無償の場合にあっては、税關における課税価格（関税等が賦課されないもの、又は関税が免除されるものにあっては税關の鑑定額。ただし、航空貨物については、関税定率法施行令（昭和29年政令第155号）第1条の12各項に掲げるものであると否とを問わず航空機以外の通常の運送方法による運賃及び保険料によって算出した課税価格とする。）をいうものとして処理すること。ただし、故意に分割するものは、本号に該当しないことを留意するものとする。

1－4－1－2 無償の救じゅつ品

輸入令別表第1第2号に規定する「無償の救じゅつ品」とは、関税定率法第15条第1項第三号に規定するものの範囲と同様であるものとして取り扱うものとする。

1－4－1－3 無償の商品見本又は宣伝用物品（削除）

1－4－1－4 個人的使用に供される貨物

輸入令別表第1第4号については、次により取り扱うものとする。

- 1 この号に該当する貨物は、個人である受取人あてに送付されてきたものであり、受取人の個人的使用に供され、かつ、売買の対象とならない程度の量と認められるものをいう。
- 2 この号に該当する貨物については、具体的には下記の基準によることとし、下記以外の貨物については、同基準に準じて取り扱って差し支えない。

自動車、ヨット等乗りもの	各1台
家具、応接セット等	各1セット
家庭電気製品	各1セット
毛皮コート	2着
時 計	3個
香 水	6オンス

美術品、骨とう品	各3点
宝 石 類	3点
樂 器	各1台
光学機器等	各1台

- 3 輸入割当品目となっている農水産物については、送付量の大きさ等について慎重に審査することとなる。

なお、のり（あおのり及びひとえぐさを除く。）については、1人（1世帯）1月1,000枚（枚数による計数が困難な形状の場合は、3グラムを1枚として換算する。）まで、あおのり及びひとえぐさについては、1人（1世帯）1月250グラムまで、こんぶについては、1人（1世帯）1月5キログラム（干しこんぶ換算数量。こんぶを原藻で輸入する場合は、原藻重量に5分の1を乗じた数量を干しこんぶの換算数量とする。）を限度として認めるものとする。

- 4 短期間（1月以内）に同一貨物が同一受取人に数次にわたり送付されるものは、個人的使用とはみなさない。

- 5 上記1及び2の規定にかかわらず、次に掲げる貨物にあっては、それぞれに定めるとおりとする。

- (1) 北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物については、輸入禁止措置の閣議決定の趣旨を踏まえ、「個人的使用に供される貨物」の該非については個別に判断するものとする。
- (2) 輸入公表の二の二の表の第1の93・01から93・07までの項に掲げる貨物（武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品）のうち刀剣類、銃砲、実包並びにこれらの部分品及び附属品（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第2条に規定する刀剣類又は銃砲若しくは当該銃砲に使用できる実包並びにこれらの部分品及び附属品に限る。）については、銃刀法第4条第1項に基づく所持許可又は同法第14条第1項の登録を受けた者がその許可又は登録を受けた刀剣類又は銃砲若しくは当該銃砲に使用できる実包並びにこれらの部分品及び附属品を輸入する場合を除き、「個人的使用に供される貨物」には該当しないものとして取り扱う。
- (3) 輸入公表の三の8の（1）に掲げる貨物については、「個人的使用に供される貨物」としての取扱いは行わない。

1－4－1－5 輸入令別表第1第5号に規定する遺骨には遺体を含むものとして取り扱って差し支えない。

1－4－1－6 船用品又は航空機用品

輸入令別表第1第6号に規定する船用品又は航空機用品は、次により取り扱うものとする。

- 1 「本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機」とは、関税法第23条第1項に規定する「本邦と外国との間を往来する船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。）又は航空機」と同様のもの（以下「外国往来船等」という。）をいうものとする。
- 2 「船用品又は航空機用品」とは、関税法第25条の規定による外国貿易船等が資格内変する際輸入されるもののうち、税關において以後の航行予定等を勘案して妥当と認める範囲の「船用品又は航空機用品」と同様のものをいうものとする。ただし、本取扱いは外国において積み込まれたものについてのみ適用するものとする。
- 3 船用品又は航空機用品に該当するかどうかの認定は、関税法第25条に規定による外国往来船等の資格内変の際における船用品等の取扱い、又は、関税法第2条第1項第九号及び第十号の「船用品」及び「機用品」の解釈に準じて処理すること。
- 4 関税法上船用品又は機用品と認められない修繕部品、計器類等であって、関税法上輸入手続を行

った上で積み込むもの及び本邦籍船舶又は航空機が外国において取り付けた資材等のうち、関税法上輸入手続を行わせるものについては、上記1から3までにかかわらず、輸入令上は「船用品又は航空機用品」に該当するものとすること。

1-4-1-7 航空機の部分品、装備品等

輸入令別表第1第7号に規定する航空機の部分品、装備品等は、次により取り扱うものとする。

- 1 「航空機の部分品」とは、関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第7条第一号から第三号までに掲げる航空機の部分品とほぼ同様の範囲のものをいうものとするが、これらの各号に該当しないものであっても、税關において、航空機の部分品として使用されることが確実であると認めるものを含むものとする。
- 2 「航空機の発着又は航行を安全にするために使用される機上装備用の機械及び器具並びにこれらの部品」とは、関税定率法施行令第22条第二号から第四号までに掲げる貨物のうち機上装備用のものに係るものとほぼ同様の範囲のものをいうものとするが、これらの各号に該当ないものであっても、性質上これらに準ずる貨物であって、税關において妥当と認めるものを含むものとする。
- 3 「本邦と外国との間の航空機の運行の事業を営む者」とは、関税法第23条に規定する「本邦と外国との間を往来する航空機」運行の事業を営む者であって、当該航空運送事業に関し、航空法（昭和27年法律第231号）第100条又は第129条の規定による許可を受けた者とする。
- 4 「当該事業の用に供するために無償で輸入するもの」とは、次により取り扱うものとする。
 - (1) 外国の事業者の場合には、本邦を航行する外国往来機の修理、部分品の取替え等に充てるために、あらかじめストックとして本邦あてに送られて来るものとする。
 - (2) 本邦の事業者の場合には、(イ) 上記(1)のようなストックとしてあらかじめ外国に送付した部分品等を本邦から出航した外国往来機に現地で取り付けた場合に、取替えを終えて帰途に持ち帰られてくる旧部分品等（被代替品）、(ロ) あらかじめ外国に送付したストックを一つの地域に回送する等のために、いったん本邦に輸入するもの、(ハ) 外国の事業者との間で相互融通した部分品等で返却されて来るもの等をいうものであり、本邦の事業者が外国の製造業者から贈与を受け、又は長期賃貸借契約により貸与を受けたことに伴い、無償で輸入するようなものを含むものではない。

1-4-1-8 天皇及び内廷にある皇族の使用に供される貨物

輸入令別表第1第8号に規定する天皇及び内廷にある皇族の使用に供される貨物は、関税定率法第14条第一号に規定する物品の範囲と同様であるものとして取り扱うものとする。

1-4-1-9 外国の元首等の貨物

輸入令別表第1第9号に規定する外国元首等の貨物については関税定率法第14条第二号に規定する物品の範囲と同様であるものとして取り扱うものとする。

1-4-1-10 外国の大公使等の貨物

輸入令別表第1第10号に規定する外国の大公使等の貨物については、関税定率法第16条第1項第一号から第四号までに掲げる物品（ただし、第一号から第四号までの規定のうち「ただし書」を除く。）の範囲と同様であるものとして取り扱うものとする。

1-4-1-11 獲章、賞はい、記章等

輸入令別表第1第11号に規定する勲章、賞はい、記章等については、関税定率法第14条第三号

に規定するものの範囲と同様であるものとして取り扱うものとする。

1-4-1-11の2 公共的機関相互間の友好を目的とする寄贈品

輸入令別表第1第11号の2に規定する「外国の公共的機関から本邦の公共的機関に友好を目的として寄贈される貨物」については、次により取り扱うものとする。

- (1) 「本邦の公共的機関」とは、国、地方公共団体その他の公共団体、公共事業体、国又は地方公共団体の設立した学校、研究所、医療施設その他營造物及び特殊法人並びにこれらに準ずる機関をいうものとし、「外国の公共的機関」とは、外国又はその行政区画である公共団体その他本邦の公共機関と同様の機関及び国際連合、赤十字国際機関その他の国際機関をいうものとする。
- (2) 本号に該当する貨物は、友好、親善、儀礼等を目的として寄贈される記念品的性格のものその他当該目的に照らして妥当な範囲のものに限るものとし、本邦における販売を目的とする貨物等は含まれない。

1-4-1-12 記録文書等

輸入令別表第1第12号に規定する記録文書等は、国際郵便により送付される信書及び関税定率法第14条第四号に規定するもの（ただし、無償のものであって本邦において販売する目的をもたないものに限る。したがって、製図等権利の付随するもの（設計図を含む。）はこの号に該当しない。）として取り扱うものとする。

1-4-1-13 図書館が輸入する出版物

輸入令別表第1第13号に規定する「図書館」は、国立国会図書館は勿論、すべての官公私立の図書館（学校の図書館を含む。）をいうものとして処理するものとする。ただし、図書室等主として個人的使用に供するものは、除くものとして取り扱うものとする。

1-4-1-14 学校等が輸入する標本等

輸入令別表第1第14号に規定する学校等が輸入する標本等は、関税定率法第15条第1項第一号（学術研究用品教育用品も含まれるものとする。）又は第二号に規定するものの範囲（ただし、無償のものに限る。）と同様であるものとして取り扱うものとする。

なお、この場合、関税定率法第15条第1項第一号又は第二号の規定による免税の取り扱いを申請しないものであっても同号の範囲に含まれる貨物は、この号に該当するものとして取り扱って差し支えないものとする。

1-4-1-14の2 身体障害者用貨物

- 1 輸入令別表第1第14号の2に規定する身体障害者用に特に製作された器具その他これに類する物品と関税定率法第14条第十六号に規定するものの範囲と同様であるものとして取り扱うこと。
- 2 本号に該当する輸入者は、国、地方公共団体若しくは社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に定める社会福祉法人の名をもって輸入するものに限られる。

なお、身体障害者自身が輸入する場合は、1-4-1-4に基づいて取り扱うこと。

1-4-1-14の3 國際連合又はその専門機関から寄贈された貨物

輸入令別表第1第14号の3に規定する国際連合又はその専門機関から寄贈された教育用又は宣伝用の貨物については、関税定率法第14条第三の二号に規定するものの範囲と同様であるものとして取り扱うこと。

1－4－1－15 式典用具、礼拝用具及び墓地建設用貨物等

輸入令別表第1第15号に規定する式典用具及び礼拝用具は、関税定率法第15条第1項第四号に規定するものの範囲（ただし、無償のものに限る。）と同様であるものとして取り扱うものとし、墓地の建設等のために必要な貨物であって、無償で送られるものの範囲は輸入自由品指定告示第二号に該当するものすなわち日本国における英連邦戦死者墓地に関する協定第8条の規定に基づき輸入される貨物に限るものとする。

1－4－1－16 本邦の大公使館等の公共の貨物

輸入令別表第1第16号に規定する本邦の大公使館等から、送還される公用の貨物は、関税定率法第14条第九号に規定する公用品の範囲と同様であるものとして取り扱うものとする。

1－4－1－17 水産動植物等

輸入令別表第1第17号に規定する水産動植物及びその製品は、関税定率法第14条の3に規定するものの範囲と同様であるものとして取り扱うものとする。

1－4－1－17の2 再輸入貨物の取扱い

輸入令別表第1第17号の2に規定する「本邦から輸出された後無償で輸入される貨物であって、その輸出の際の性質及び形状が変わっていないもの」については次により取り扱うものとする。

1 「本邦から輸出された貨物」については、次によること。

- (1) 輸出令第5条第1項の確認を受けて輸出された貨物をすべて含むものとする。したがって無償で輸出された貨物又は同令第4条の特例扱いにより輸出された貨物も含まれる。ただし、3の規定により本邦から輸出された貨物であることが証拠書類により確認できるものに限る。
 - (2) 関税定率法第14条第十号の規定により再輸入貨物として免税されるものの範囲に限らない。すなわち、関税法第67条の輸出の許可を受けた貨物のみならず、同法第75条の規定に基づき積戻しの許可を受けて輸出されたもの及び同法第76条の規定に基づき郵便物の特例により輸出されたものを含むものとする。また、当該再輸入前に輸出を条件として関税の軽減、免除又は払い戻しを受けている等の理由により、関税定率法第14条第十号ただし書の規定により再輸入免税の適用対象から除外されているものも含まれる。
 - (3) 外国産品であると内国産品であるとを問わず、また、本邦から輸出された後、再輸入されるまでの期間は問わない。
- 2 「輸出の際の性質及び形状が変わっていないもの」については、関税定率法第14条第十号に掲げるものの取扱いに準じて処理すること。
- 3 輸入の申告に当っては、本邦から輸出したときの輸出許可書（積戻しの許可を含む。以下同じ）又はこれに代る税關の証明書（税關により裏書のなされた輸出許可証又は輸出承認証でもよい。）を添付させることにより、本邦から輸出された貨物であることを確認すること。ただし、当該貨物が本邦から輸出されたものであることが他の資料に基づいて明らかであるときは、当該資料をもって上記証拠書類に代えることができる。

1－4－1－18 事故により積み戻す貨物

輸入令別表第1第18号に規定する船舶又は航空機の事故により積み戻す貨物は、関税定率法第14条第十四号に規定する貨物の範囲（ただし、同号「ただし書」を除く。）と同様であるものとして取り扱うものとする。

1-4-1-19 巡回興行用具

輸入令別表第1第19号に規定する巡回興行者が輸入する興行用具は関税定率法第17条第1項第八号に規定する興行用物品の範囲と同様のものとして取り扱うものとする。

1-4-1-19の2 國際的運動競技会用貨物（削除）

1-4-1-20 ユネスコクーポンと引き換えに輸入する貨物

輸入令別表第1第20号に規定するユネスコクーポンと引換に輸入する貨物については、輸入申告の際日本学術振興会が発行する「ユネスコクーポン配給証明書」により確認し、通關したときは、当該証明書の通關欄に記入を行い、返却するものとする。

1-4-1-21 無償で輸出すべきものとして無償で輸入する貨物

輸入令別表第1第21号に規定する「無償で輸出すべきものとして無償で輸入する貨物」は、輸入自由品指定告示第三号に定められているが、その取扱いは、次によるものとする。

1 同告示第三号の1に規定する「本邦から輸出した貨物であって、本邦において修理した後再輸出のために輸入するもの」とは、本邦から輸出した貨物であって、商習慣上一定の期間内に故障があった場合は、無償で修理する旨の保証をしている等の理由により、本邦において無償で修理するために輸入する写真機、撮影機、双眼鏡、トランジスターラジオ、テープレコーダーその他の貨物（部分品及び付属品を含む。）であって、修理完了後無償で再輸出されるべきものをいう。

なお、本邦において修理した後、再輸出するか、又は当該貨物の修理に代えて代替品を輸出するかの判定が、輸入時においては困難なものについても、本項に準じて処理して差し支えない。

2 同告示第三号の2に規定する「輸出する貨物に簡単な取付け若しくははり付けをし、又は輸出する貨物とともにその附属品として封入をして輸出するために輸入する貨物」とは輸出する貨物に簡単な作業により、取付け又ははり付け若しくは封入ができる部品、附属品、ラベル、説明書、包装材料その他これらに類するものをいい、特に取付けにあっては取付け後において取り付けた部分を容易に確認できる場合に限られる。

3 同告示第三号の3に規定する「指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において加工（修理及び改裝を含む。以下同じ。）をした後輸出する貨物及び指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において輸出すべき他の貨物に取付け、組立てその他の加工により組入れられる貨物」とは、加工（修理及び改裝を含む。）後輸出するため又は輸出すべき他の貨物に取付け等加工をほどこして輸出するため指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に入れる無償の貨物（外国船舶を修理又は改裝するため、又は外国船舶に取付け等加工を行うために指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に入れる無償の貨物を含む。）に限る。

4

(1) 同告示第三号の4に規定する「本邦において開催される博覧会、見本市その他これらに類するもの」とは次に掲げる催しをいう。

- (イ) 商業、工業、農業又は工芸の博覧会、展覧会、見本市その他これらに類する催し
- (ロ) 国際団体の代表者又は諸団体の国際的な集りの代表者の会合
- (ハ) 公的又は記念的性格を有する儀式又は催し

(2) 本号にいう貨物とは、上記催しに必要な貨物であって、当該催しの終了後積み戻されるものに限られる。したがって、催しにおいて展示又は実演の使用による説明を目的とする物品又は催しにおける外国の産品の展示に関連して使用されるための物品を含むものとして取扱って差

し支えない。

なお、保税展示場において外国貨物として展示又は使用されるものについては、すべて積み戻されるものとみなし、税関の確認は要しないものとするが、これらの貨物が輸入許可を要することになったとき、新たに、輸入承認等の確認を行うものとする。

(3) 貨物の数量は、当該催しの目的、規模等から判断して妥当なものであること。

- 5 同告示第三号の5に規定する物「物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）第1条（d）に規定するATAカルネ（以下「通関手帳」という。）により輸出すべきものとして通関手帳により輸入する貨物」とは、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和48年政令第317号）第2条に定める範囲と同一とする。
- 6 同告示第三号の6に規定する学術研究用品、試験品又は試験用機器は、関税定率法第17条第1項第五号、第六号又は第六号の二に掲げる物品に範囲と同様であるものとして取り扱うものとする。
- 7 同告示第三号の7に規定する「本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機の用に供する船用品又は航空機用品であって、保税蔵置場又は保税工場に入れるもの」とは外国往来船等の用に供する貨物をいう。

1-4-1-2-2 無償で輸入すべき物として無償で輸出した貨物

輸入令別表第1第22号に規定する無償で輸入すべきものとして無償で輸出した貨物は輸入自由品指定告示第四号に定められているがその取扱いは、次によるものとする。

- 1 同告示第四号の1に規定する「輸入した貨物であって、外国において修理するために、輸出した貨物を修理後再輸入するもの」とは、輸入した貨物であって、商習慣上一定の期間内に故障があった場合は、無償で修理する旨の保証がされている等の理由により、外国において無償で修理するために輸出した貨物であって、修理完了後無償で再輸入するものをいう。

なお、当該貨物の修理に代えて代替品を輸入する場合も本項に準じて処理して差し支えない。

- 2 同告示第四号の2に規定する「本邦から出品された貨物」とは、展示のために出品された貨物のほか、その出品のために必要なもの（例えば展示用器具、展示場の建設資材、装飾品等）を含むものとする。

1-4-2-1 永住入国者、一時的入国者等

輸入令別表第2に掲げる永住入国者、一時的入国者及び一時的に出国して入国する者については、次により取り扱うものとする。

- 1 「永住の目的をもって入国する者」は、関税定率法第14条第八号に規定する「住所を移転するため本邦に入国する者」の範囲と同様であるものとする。

なお、合衆国軍隊又は国際連合の軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は契約者等については、当分の間、永住の目的をもって入国するものとして取り扱うこと。

- 2 「一時的に入国する者」は、「永住の目的をもって入国するもの」以外の者（一時的に出国して入国する者及び船舶又は航空機の乗組員を除く。）をいうものとして処理すること。

1-4-2-2 携帯品、職業用具及び引越荷物

輸入令別表第2に掲げる「携帯品、職業用具及び引越荷物」の範囲は、次により取り扱うものとする。

- 1 「携帯品」及び「職業用具」の範囲は、関税定率法第14条第七号若しくは第八号又は第17条第1項第十号に掲げるもの、その他これらに類するものとして税關において妥当と認められるもの

及び「携帯品」にあっては、特に上記のほか乗用車、ヨット等乗りもの及び家具、台所用品等の家庭用品をも含むものとして取り扱って差し支えない。

- 2 「引越荷物」の範囲は、関税定率法第14条第八号又は第15条第九号に掲げるもの及びその範囲は多少超えるが税關において妥当であると認めるものに限ること。ただし、自動車、船舶、航空機については、関税定率法第15条第1項第九号により認めるものに限る。
- 3 上記の1及び2の規定にかかわらず、次に掲げる貨物にあっては、それぞれに定めるとおりとする。
 - (1) 北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物については、輸入禁止措置の閣議決定の趣旨を踏まえ、「携帯品、職業用具及び引越荷物」の該非については、以下のとおり取り扱う。
 - ① 一時的に入国する者の「携帯品」は、原則として、現に使用中のもの又は明らかに当該旅行中に使用すると認められるものに限る。
 - ② 一時的に出国して入国する者の「携帯品」は、原則として、現に使用中のもの又は明らかに当該旅行中に使用したと認められるものに限る。
 - ③ 一時的に入国する者及び一時的に出国して入国する者の「職業用具及び引越荷物」の該非については個別に判断するものとする。
 - (2) 輸入公表の二の二の表の第1の93・01から93・07までの項に掲げる貨物（武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品）のうち刀剣類、銃砲、実包並びにこれらの部分品及び附属品（銃刀法第2条に規定する刀剣類又は銃砲若しくは当該銃砲に使用できる実包並びにこれらの部分品及び附属品に限る。）については、銃刀法第4条第1項に基づく所持許可又は同法第14条第1項の登録を受けた者がその許可又は登録を受けた刀剣類又は銃砲若しくは当該銃砲に使用できる実包並びにこれらの部分品及び附属品を輸入する場合を除き、「携帯品及び引越荷物」には該当しないものとして取り扱う。
 - (3) 輸入公表の三の6の(1)、7の(4)又は8の(5)若しくは(6)に掲げる貨物については「携帯品」として、輸入公表の三の8の(1)に掲げる貨物については「携帯品、職業用具及び引越荷物」としての取扱いは行わない。

1-4-2-3 乗組員の私用に供する貨物

輸入令別表第2に掲げる船舶又は航空機の乗組員の「本人の私用に供すると認められる貨物」は、次により取り扱うものとする。

- 1 「私用に供すると認められる貨物」の範囲は、関税定率法第14条第七号の規定により外国往来船等の乗組員が輸入することができる貨物の範囲と同様とするが、事情により更に広く解して差し支えない。また、通常本人が本邦において使用するとは考えられない貨物であつて、当該貨物の輸入が極度に制限されているため、転売差益率の大きなもの（以下「高価品」という。）は、輸入令別表第2に掲げる「本人の私用に供すると認められる貨物」に該当しないものとする。

なお、中古品であつて、鑑定価格200米ドル以下のものについては、事情により高価品の扱いとしないで処理して差し支えない。

- 2 上記1の規定にかかわらず、次に掲げる貨物にあっては、それぞれに定めるとおりとする。
 - (1) 北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物については、輸入禁止措置の閣議決定の趣旨を踏まえ、「私用に供すると認められる貨物」の該非については個別に判断するものとする。
 - (2) 輸入公表の二の二の表の第1の93・01から93・07までの項に掲げる貨物（武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品）のうち刀剣類、銃砲、実包並びにこれらの部分品及び附属品（銃刀法第2条に規定する刀剣類又は銃砲若しくは当該銃砲に使用できる実包並びにこれらの部分品及び附属品に限る。）については、銃刀法第4条第1項に基づく所持許可又は

同法第14条第1項の登録を受けた者がその許可又は登録を受けた刀剣類又は銃砲若しくは当該銃砲に使用できる実包並びにこれらの部分品及び附属品を輸入する場合を除き、「私用に供すると認められる貨物」には該当しないものとして取り扱う。

- (3) 輸入公表の三の8の(1)に掲げる貨物については、「私用に供すると認められる貨物」としての取扱いは行わない。

1-4-2-4 別送貨物の取扱い

輸入令第14条第二号に規定する「税関に申告の上別送して」輸入するものの輸入する期限は、関税定率法施行令第14条第1項に定める期限と同様のものとして取り扱うものとする。

1-4-3 仮陸揚貨物

輸入令第14条第三号に規定する「貨物を仮に陸揚げしようとするとき」に該当する貨物は、次に掲げるものをいう。

- 1 関税法第21条に規定する仮陸揚貨物
- 2 関税法第30条第1項第二号に規定する他所蔵置貨物
- 3 指定保税地域に搬入される貨物
- 4 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に搬入し、3月を超えない範囲で（蔵入承認、移入承認又は総保入承認を受けずに）外国貨物のまま蔵置等をする貨物
- 5 保税展示場に搬入し、展示等承認を受けるまでの間、蔵置等する貨物

1-5 輸入の確認に伴う取扱い

1-5-1 決済通貨の取扱い

- 1 決済通貨の取扱いについては、昭和34年1月31日付け輸入注意事項34第3号「決済通貨等の取扱いについて」によるものとする。
- 2 輸入承認証記載の表示通貨が2種類以上の通貨である場合に、仕入書の金額の内訳の一方が輸入承認証記載の当該通貨の表示金額を超過する場合（例えば輸入承認証にU.S.\$100とC.\$100と指定されているが、支払いはU.S.\$150とC.\$50となる場合）輸入承認証の訂正を受けさせること。

1-5-2 輸入承認証の裏書

輸入承認証の裏書については、次により取り扱うものとする。

- 1 1通の仕入書により、分割して輸入するものの輸入承認証の裏書は、輸入の都度、「通関数量」又は「通関金額」に相当する数量又は金額を、それぞれ「送状数量」又は「送状金額」をもって行うこと。この場合の「送状金額」欄には、送状金額のうち一部である旨、例の1により括弧書すること。

なお、最終の荷揚港において、通関数量と送状数量の残量とが一致しないことが判明した場合、例えば送状数量1,000送状金額\$2,000で実際の通関数量がA港揚げ400、B港揚げ300、C港揚げ350又は250の場合は、例の2により記載することとし、この場合最終通關税額は1-2-3の4及び1-2-4の2により処理すること。

例の1

送状数量	送状金額	通關数量	通關金額
100	C I F \$ 500.00	100	C I F \$ 500.00

600	(\$ 3,500 の一部) C I F \$ 3,000. <u>00</u> (\$ 3,500 の一部)	600	C I F \$ 3,000. <u>00</u>
-----	---	-----	---------------------------

例の2

送状数量	送状金額	通関数量	通関金額	許可又は承認月日及び税関押印
400	C I F \$ 800. <u>00</u> (\$ 2,000 の一部)	400	C I F \$ 800. <u>00</u>	A
300	C I F \$ 600. <u>00</u> (\$ 2,000 の一部)	300	C I F \$ 600. <u>00</u>	B
300	C I F \$ 600. <u>00</u> (\$ 2,000 の一部)	350 (250)	C I F \$ 700. <u>00</u> (\$ 500)	C

「通関金額」については、1-2-3の3参照のこと。

- 2 輸入貨物にミスランディング、ミスシッピング等によるショーテイジがあった場合において当該ショーテイジ分について、事後に輸入申告があった場合の裏書については、1-2-3の-4を参照すること。
- 3 正当に通関できるものに対しては、輸入許可等に際して、「許可又は承認月日」欄に許可等の内容（「輸入許可」、「許可前引取承認」、「蔵入承認」、「移入承認」、「展示等承認（1-1-1の3において確認を要する貨物に限る。）」又は「総保入承認」と記載すること。）及びその年月日を記載し、押印すること。
- 4 2-4の1による照会の結果、通関が認められ又は認められなかった場合の裏書は、2-4の2及び3を参照すること。
- 5 税関において許可前引取の承認を行う際、決済金額は確定しているが、通関金額が未確定の貨物については、当該確定決済金額を「送状金額」欄には黒書で、「通関金額」欄には朱書でそれぞれ記入の上、「許可前引取承認」と注記するものとし、当該「通関金額」は税関における本許可の際、課税価格をもって黒書訂正すること。ただし、本許可の際、税関において黒字訂正できない相当の理由があると認められる場合は、適宜、本許可後訂正して差し支えない。
- 6 貨物を全量滅却した場合の裏書については、滅却の事実を証する書類に基づき、通関数量、金額欄には、零と記入の上、全量滅却の旨を注記するとともに送状数量、金額欄には、仕入書に基づく数量金額を記入するものとし、許可又は承認年月日の欄には、当該裏書を行った年月日を記入すること。
- 7 輸入承認証の再交付の手続きについては、平成12年3月31日付け輸入注意事項12第22号「輸入承認証の再交付手続きについて」によることになっているが、この規定により再交付を受けた輸入承認証について通関欄の裏書の申請があった場合には、当該輸入承認に係る輸入許可書等を確認することにより、上記1から5までの規定に準じて裏書を行うこと。
- 8 郵便物の裏書については、次によること。
 - (1) 郵便物として輸入される貨物について、税関検査の際、仕入書、請求書その他これらに代るべき証拠書類により裏書を行うこと。
 - (2) 郵便物として税関の確認を経ずに輸入された貨物について、輸入承認証の通關欄の裏書について税関に願い出があった場合には、仕入書、請求書、その他これらに代るべき証拠書類又は貨物の外装等により輸入承認証の有効期間内に郵便物として輸入されたものであることを確認の上、適宜、裏書を行うこと。
- 9 輸入申告等の際に提出のあった仕入書に計算誤りがある場合は、当該仕入書は 正当な仕入書と

認められないので、輸入承認証の通関欄中「送状金額」欄は、当該仕入書の金額を朱書き入し、「仕入書の計算誤り」と注記すること。

なお、朱書きされた「送状金額」の黒字訂正は、1-5-4の1の(4)の規定に準じて処理すること。

10 輸入公表の三に基づく確認書については上記1及び2に準じて裏書を行うこと。

1-5-3 分割輸入承認証

1通の輸入承認証により、数港において同時に輸入する場合には、当該輸入を分割輸入承認証によって行うことが認められている（平成19年7月12日付け輸入注意事項19第30号「輸入承認証の分割について」）ため、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 分割輸入承認証により通関する場合には、当該分割輸入承認証に記載された数量又は金額についてのみ、その記載条件に従って処理すること。
- 2 分割輸入承認証により輸入したものについては、原輸入承認証の裏書への転記は不要とする。

1-5-4 通関時決済金額未定貨物

揚地ファイナル貨物、エスカレーション・クローズ契約による機械類（輸入承認証にエスカレーション・クローズ契約の旨記入されているもの）、航空貨物その他税關に申告の際決済金額が未定であるものの裏書は、仮送り状（仮送り状であっても決済金額が確定していると税關において認められるものは、含まれないものとする。）によることになるが、この取扱いについては、次によるものとする。ただし、金額により輸入の承認が行われているものについては、当該輸入承認金額を超えてはならないものとする。

1 許可前引取に承認を行う場合

通関時決済金額未確定貨物について税關においては許可前引取の承認をした場合の取扱いは、次によること。

なお、許可前引取承認の際、決済金額は、確定しているが通關金額が未確定の貨物の取扱いについて、1-5-2の5の規定によること。

- (1) 許可前引取承認後早急に本仕入書（サインド・コピーを含む。以下同じ。）の提出を求めるものとし、許可前引取を承認する際、許可前引取承認書及び輸入承認証に「(イ) 本仕入書を許可前引取承認後3月以内に必ず提出すること。(ロ) 上記(イ)の期限までに本仕入書を提出できない場合は、税關において黒書に訂正するので輸入承認証を速やかに提出すること。」と記し返却すること。
- (2) 許可前引取承認後3月以内に本仕入書が提出されない場合であっても、相当の期間内に本仕入書が提出されることが確実であり、かつ、3月以内に提出されないことについて相当の事由があると税關が認めたものについては、上記(1)の本仕入書提出期限を延長して差し支えない。
- (3) 許可前引取を承認する際の輸入承認証の裏書については、仮送り状の価額を「送状金額」欄及び「通關金額」欄に朱書き入の上「許可前引取承認」と必ず注記すること。
- (4) 上記(3)により朱書き入した「送状金額」は、許可前引取承認後に本仕入書が提出されたとき（許可前引取承認後3月（上記(2)により期限を延長したものについてはその期限。次号において同じ。）を超えた場合を含む。）は、当該本仕入書の価額をもって、黒書訂正するものとする。
- (5) 上記(3)により朱書き入した「通關金額」については、許可前引取承認後3月以内に本仕入書が提出された場合で税關が本仕入書の価格を課税価格として認めたときは、当該仕入書の

価格をもって黒書訂正し、本仕入書が許可前引取承認後3月以内に提出されない場合又は提出されても、税関が課税価格としてこれを認めることができないときは、鑑定価格をもって黒書訂正すること。

2 輸入許可する場合

輸入許可の際の輸入承認証通関欄の裏書については「送状金額」欄には仮送り状の価格を朱書き入し「通関金額」欄には鑑定価格を黒書き入るものとし、当該「送状金額」は、上記1の(4)の処理に準じ、本仕入書に基づいて黒書訂正するものとする。

1-6 特別な取扱いによるものの確認

1-6-1 合衆国軍隊等が貨物を輸出入する場合の証明

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替管理令等の臨時特例に関する政令（昭和27年政令第127号。以下「合衆国軍隊臨時特例」という。）第10条第一号から第六号までに規定する貨物を輸出入する場合には、「合衆国軍隊の権限ある者による証明」が必要であるが、これについては、次により取り扱うものとする。

- 1 合衆国軍隊臨時特例第10条第一号及び第二号に規定するものの証明は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第112号。以下「合衆国軍隊関税法特例」という。）第6条第一号及び第二号に規定する証明書（U.S.F.J.380及びU.S.F.J.381）をいうものとすること。
- 2 合衆国軍隊臨時特例第10条第三号については、合衆国軍隊関税法特例に規定がないが、これについても上記1と同様の証明書の提出があった場合に限り、輸入令の規定による義務又は制限がないものとすること。

1-6-2 軍納物資の取扱い

- 1 軍納物資とは、アメリカ合衆国軍隊、アメリカ合衆国軍隊の公認調達機関若しくは軍人用販売機関（以下「軍」という。）の専用に供するため、又は軍が使用する施設若しくは物品に付合、混和若しくは加工するために輸入され、かつ、それが軍により証明された貨物をいう。
- 2 軍納物資のうち輸入割当てを受けることを要する貨物（以下「軍納割当物資」という。）を輸入しようとする場合は、昭和39年5月18日付け輸入発表39第30号「軍納物資の輸入割当てについて」（以下「軍納要領」という。）の定めるところにより輸入割当てを受けなければならない。
- 3 軍納割当物資については、軍納要領によるほか、次により取り扱うものとする。
 - (1) 軍納割当物資については、軍納要領の記の6の(3)の(ロ)に掲げる条件により、すべて保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に入れなければならないが、同条件のただし書により直接輸入する場合は次によること。
 - (イ) 直接輸入は、税關において当該貨物が腐敗し、若しくは変質のおそれがあるときその他緊急に軍に納入することが必要であり、かつ、確実に軍に納入されるものと認めた場合に限ること。
 - (ロ) U.S.F.J.380号若しくはU.S.F.J.381号証明書及び輸入承認証を提示させること。
なお、このU.S.F.J.380号証明書が提出された場合には、合衆国軍隊臨時特例第9条第一号から第三号までに該当することになるが、当該輸入承認証の確認は行うこと。
 - (2) 上記(1)により保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に入れる際には、輸入承認証を確

認すること。

- (3) 上記(2)により保稅蔵置場、保稅工場又は総合保稅地域に入れた軍納割当物資は、軍納要領の記の6の(3)の(ハ)に定めるところにより軍納すべき旨の条件が輸入承認証に付されるので、経済産業省において当該条件を変更しない限り、国内向転用は認めないこと。
- (4) 上記(2)により保稅蔵置場、保稅工場又は総合保稅地域に入れた軍納割当物資を引取る際には、USFJ380号又はUSFJ381号証明書を確認することになるが、このUSFJ証明書の確認は、保稅蔵置場、保稅工場又は総合保稅地域に入る際の輸入承認証に付してある条件の実施資料として処理すること。

なお、この際、軍人用販売機関等が引取ったものは、USFJ380号証明書によることとなり、受領証が発給されないが、軍納要領の記の6の(3)の(ニ)の条件により、USFJ380号証明書写の発行を願い出たものについては、正規の証明手続により実施すること。

1-6-3 保稅地域における腐敗物等の滅却又は廃棄処分について

1-6-2の規定に係る貨物について、腐敗又は変質のため、当該貨物を滅却し、又は廃棄する必要が生じたときは、これらの貨物について軍納その他の条件が付されている場合であっても、当該条件を変更することなく税關長限りで処理して差し支えない。

1-6-4 国際郵便により輸入される貨物の取扱いについて

国際郵便により輸入される貨物のうち、輸入割当品目等に該当する場合は、輸入郵便物を日本郵便株式会社に送付する前に当該郵便物の宛人から輸入承認証等の提出を求め通常の輸入貨物の場合同様に確認の上、通関裏書を行い日本郵便株式会社に送付することとする。

1-7 輸入貿易管理規則第4条の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物及び事項（平成17年経済産業省告示第81号）第1号の3に規定する適正証明書の送付について

経済上の連携の強化に関する日本とメキシコ合衆国との間の協定に基づく統一規則に基づき税關に提出された適正証明書の写し（以下「適正証明書の写し」という。）の経済産業省に対する送付については、次によるものとする。

適正証明書の写しについては、税關ごとに毎月分を取りまとめ、次の様式による送付書を添えて、翌月20日までに経済産業省製造産業局（〒100-8901 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号、経済産業省製造産業局生活製品課）宛て「適正証明書在中」と記入して送付すること。

なお、適正証明書の提出が無かった月については、送付する必要はない。

様 式

年 月 日

経済産業省製造産業局生活製品課 宛て

税 関

適正証明書の送付について

標記について、 年 月 分の適正証明書を計 件別添のとおり送付します。

第2 輸入承認

2-1 権限委任の内容等

経済産業大臣の権限のうち、税関長に委任された権限は、輸入令第18条に規定されている事項に限られる。当該税関長に委任された権限については、支署長、出張所長及び財務省組織規則第343条第7項によって税関長が指定した監視署長はこれを代理し得るものとする。

なお、当該税関長に委任された権限は、原則として当該税関が管轄する地域へ輸入される貨物について行うものとするが、他の税関が管轄している地域へ輸入される貨物について行使しても差し支えないものとする。

2-2 税関長に委任される権限の取扱い

2-2-1 輸入承認（輸入規則第5条）（削除）

2-2-2 輸入承認証の有効期間の延長の承認

輸入令第18条第二号の規定による輸入承認証の有効期間の延長の承認若しくは特別の有効期間の設定の権限については、次により取り扱うものとする。

なお、有効期間の延長の申請は当該輸入承認証の有効期間内になさなければならない。

又、延長の基準等については有効期間要領を参照することとし、同要領の2の(2)の2の口の規定に基づき、経済産業局等で延長承認を受けている場合は、税関では延長できないこととなっているので留意すること。

1 税関で有効期間の延長の承認をすることができるものは、1回につき1月以内の延長申請であつて税関での延長の期間が通算2月以内の場合である。したがって、税関で承認する延長期間が通算2月となるまでは、何回でも延長することができる。

なお、輸入令第5条第2項の規定により、経済産業大臣が輸入の承認について特別の有効期間を6月末満として設定したものについて税関が有効期間の延長をする場合又は有効期間の延長について疑義がある場合は、あらかじめ審査課、農水産室又はワシントン室に照会した上で処理すること。

2 税関において延長を認める場合は、当該申請に係る輸入承認証の全量（当該輸入承認証により輸入する予定数量又は金額をいい、一部通関済みの場合は予定数量又は金額から通関済み数量又は金額（送状金額）を差し引いた数量又は金額をいう。）の貨物でなく、当該延長により一部の貨物についてのみ輸入が実行されると認められる場合であっても差し支えない。

2-3 輸入承認等の手続

2-3-1 輸入の承認手続

輸入令第18条第一号（輸入規則第5条）の規定により税関長に委任された権限について、輸入規則第2条第1項第一号ニの規定により、税関に輸入の承認申請があつたものについては、次により取り扱うものとする。

1 輸入の承認申請を受け付けたときは、当該輸入承認申請書の該当欄に記載してある所用事項を確認し、その適用条項、条件等を明確に記入して整理しておくこと。

2 承認をしたときは、「承認番号」欄には、現行の税関番号を冠し、承認場所ごとに0001より追番号を付し、「記名、押印」欄には、本間にあつては業務部長、その他の署、所にあつてはその長の記名印及び官印を押印すること。例えば「○○税関長代理○○税関業務部長○○」「○○税関長代理

〇〇税関支署長〇〇」等とすること。

また、当該証明書の裏面の「輸入承認状況」に承認数量（金額）等を記載した上で、申請者に返却すること。

2-3-2 輸入の承認の有効期間の延長の手続

輸入令第18条第二号の規定による輸入承認証の延長申請については有効期間要領による輸入承認証有効期間延長等承認申請書を使用させることとし、当該有効期間延長承認申請書（控）に所要事項を記載して整理しておくこと。

2-3-3 輸入承認証の再交付手続きについて

税関長から交付された輸入承認証の再交付手続きについては、平成12年3月31日付け輸入注意事項12第22号「輸入承認証の再交付について」によるほか、次の定めによるものとする。

- 1 再交付の申請を受けた税関は、再交付の輸入承認申請書が保存されているコピーと相違ないことを確認の上、再交付することが適當と認めたときは、別紙の様式により審査課、農水産室又はワシントン室あて通知し、旧輸入承認証を無効とすること及び輸入承認証を再交付する旨を経済産業公報及び通商弘報に公告を依頼し、公告された後に、「再交付」の旨を朱記表示して輸入承認証を再交付する。
- 2 再交付を受けた輸入承認証は、経済産業公報又は通商弘報のいずれかに掲載された日から有効とする。

(別 紙)

経済産業大臣 殿

税 関 長

輸入承認証の再交付に係る公告依頼

下記輸入承認証の再交付に当たり、旧輸入承認証と無効とすること及び輸入承認証を再交付する旨の公告を依頼する。

記

- 1 申請者
- 2 承認証番号
- 3 承認年月日
- 4 総計
- 5 商品名

2-4 税関において疑義が生じた場合の取扱い

- 1 本通達に定めるほか、税関において何らかの疑義が生じた場合には、税関は経済産業省の担当課（「貿易管理課、審査課、農水産室又はワシントン室」をいう。以下同じ。）に照会をすることができる。税関が照会を求める場合は、担当課へ電話連絡をするとともに必要事項を記入した任意の照会書及び必要に応じて輸入承認証、仕入書、契約書その他参考書類を添えてファクシミリで送付する。この照会を受けた担当課は、当該疑義につき輸入通関に支障が生じないよう可及的速やかに検討を行い、税間に通知することとする。

- 2 照会の結果、通関を行うべき旨を経済産業省の担当課から回答したものとの輸入承認証の裏書については、次によること。
 - (1) 通関欄には、品名欄に現品名を訂正記入し、当該検討依頼に基づく経済産業省の担当課の回答文書の日付け及びその番号を当該欄の適宜の箇所に朱書き記入し、確認者が押印すること。
 - (2) 上記(1)による記載のほか、経済産業省の担当課からの回答文書の内容を簡潔に（例えば輸入割当ての削減又は調整することを条件として輸入を認めるものについては、「割当調整」）朱書き記入すること。
- 3 照会の結果、通関を行うことが不適當と認められたものについては、貨物の積戻し手続をとらせ、又は滅却その他必要な処理を行わせること。
なお、照会に係る輸入承認証裏面の通関欄には上記の(1)のほか、「照会の結果通関不許可」の旨朱書き記入すること。

第3 電子情報処理組織を使用して電子許可・承認・確認を受けた貨物に係る輸入の取扱い

3-1 輸入の確認及び税関における取扱い

3-1-1 輸入の確認に係る運用

電子許可・承認・確認を受けている貨物であって輸入しようとするものの確認については「第1 輸入の確認」によるほか、次の定めによるものとする。

- 1 1-1-4から1-4-3までの規定中「輸入承認証」とあるのは「専用電子計算機に備えられたファイルに記録された電子許可・承認・確認に関する情報の内容」と「輸入承認証に記載された」とあるのは「専用電子計算機に備えられたファイルに記録された電子許可・承認・確認に関する情報の内容として記録された」と読み替えるものとする。この場合において、「専用電子計算機」とは輸入規則第2条の2の専用電子計算機をいい、「電子許可・承認・確認」とは、電子裏書通達に規定される電子許可・承認・確認をいうものとする。
- 2 1-2-2の1に該当する場合は、「電子処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12年3月31日輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号。以下「特定手続通達」という。）」の記の15.の(1)に基づき輸入承認証・輸入割当証明書が交付された後、当該取扱いによるものとする。
- 3 2-4及び1-2-5の3に該当する場合は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課に連絡すること。
- 4 輸入規則第2条の2の専用電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルに記録する裏書情報（電子裏書通達に規定されるものをいう。以下同じ。）は、1-5-2の取扱いを準用する。この場合において次に掲げる事項に注意すること。
 - (1) 1-5-2の3の取扱いについては、税関において専用電子計算機に備えられたファイルに記録された裏書情報を確認することをもって当該取扱いに代えるものとする。
 - (2) 1-5-2の5の取扱いについては、本許可の際、申告者（電子裏書通達の記の1.の(2)に規定する者をいう。）は経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課に連絡し、許可前取引承認時に専用電子計算機に備えられたファイルに記録した裏書情報の削除を求め、当該削除がなされた後、改めて当該ファイルに裏書情報を記録すること。
 - (3) 1-5-2の8の取扱いについては、特定手続通達の記の15.の(1)に基づき輸入承認証・輸入割当証明書が交付された後、当該取扱いによるものとする。
 - (4) 1-5-2の9の取扱いについては、当該取扱いの適用を受けることとなった場合は経済産

業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課に連絡すること。

- 5 1－5－4に該当する場合は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課に連絡すること。
- 6 1－6－4の取扱いについては、特定手続通達の記の15. の（1）に基づき輸入承認証・輸入割当証明書が交付された後、当該取扱いによるものとする。

3－2 税関長に委任されている権限に係る運用

3－2－1 無償で輸入する貨物に係る承認の取扱い

2－2－1に規定する無償で輸入する貨物の承認については、特定手続通達の記の18. の（8）の規定に基づき電子情報処理組織による承認は行わないこととされているので留意すること。

3－2－2 有効期間の延長の取扱い

2－2－2に規定する有効期間の延長については、電子許可・承認・確認に対して有効期間を延長する処分を行った場合、当該処分を行った旨を表す書面を当該延長の申請を行った輸入者に交付し、当該処分を電子許可・承認・確認の有効期間満了後速やかに経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課まで当該処分を行った旨を表す書面を提出するよう当該延長の申請を行った輸入者に指示すること。